

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	長寿介護課	検索番号	3-11
法令名	介護保険法	根拠条項	第94条の2第1項	
許認可等	介護老人保健施設の開設の許可の更新			
(根拠規定)				
○ <u>介護保険法 (平成9年法律第123号)</u>				
(許可の更新)				
第94条の2 前条第1項の許可は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。				
(開設許可)				
第94条 介護老人保健施設を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。				
(許認可等の基準)				
○愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (平成24年愛媛県条例第65号)				
○愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成25年愛媛県規則第14号)				
(その他)				